

## いじめの重大事態に係る調査経過について

### 1 調査事案

平成 28 年度に、区立小学校第 4 学年児童（以下「当該児童」という。）が、同学年児童とのトラブルにより、長期間欠席及び転校等を余儀なくされたと当該児童の保護者が申し出ている件について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号に規定する「いじめの重大事態」であると判断し、板橋区教育委員会として調査を行った結果について、報告する。

### 2 専門調査員による調査

#### (1) 専門調査員の構成

合計 5 名(弁護士 2 名、大学講師 1 名、医師 1 名、臨床心理士 1 名)

#### (2) 専門調査員による委員会の開催

平成 29 年 7 月 13 日から平成 30 年 7 月 26 日までの間、24 回開催

#### (3) 調査方法

- ・関係児童・保護者からの聴取り
- ・学校関係者からの聴取り
- ・教育委員会担当者からの聴取り
- ・当該学年児童に対するアンケート調査の実施
- ・資料請求

### 3 調査経過

#### (1) 調査開始まで

平成 29 年

- |          |  |
|----------|--|
| 6 月 8 日  | いじめの重大事態発生を区長に報告(法第 30 条第 1 項)   |
| 7 月 6 日  | いじめ問題専門委員会の開催・諮問、専門調査員の設置(法第 28 条第 1 項・東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第 14 条・板橋区いじめ問題専門委員会規則第 2 条第 3 項) |
| 7 月 12 日 | 同学年保護者への説明会を開催   |
| 7 月 13 日 | 専門調査員による調査開始   |

## (2) 調査開始以降

平成 30 年

9 月 3 日 いじめ問題専門委員会の開催及び専門調査員による調査の経過報告

12 月 25 日 いじめ問題専門委員会から教育委員会へ調査結果の答申

平成 31 年

1 月 10 日 当該児童・保護者に対して調査結果を情報提供

2 月 8 日 当該児童・保護者代理人が調査結果を不服とする意見書を提出

2 月 20 日 教育委員会から区長へ調査結果・意見書を報告(法第 30 条第 1 項)

### 4 教育委員会への答申内容

いじめ問題専門委員会は、当該児童からいじめと指摘された事実関係のうち、一部について、法の規定する「いじめ」に該当すると認定した。

### 5 区長への調査結果報告以降の経過

平成 31 年 3 月、関係保護者への説明及び同学年保護者への説明会を実施した。

その後、当該児童・保護者への意向確認及び対応方針の検討を進めてきた。教育委員会としての調査が十分尽くされていない可能性があるため、当該児童・保護者の意向に配慮した上で、双方の代理人による話し合いを通じて、対応について協議を行い、現在に至っている。

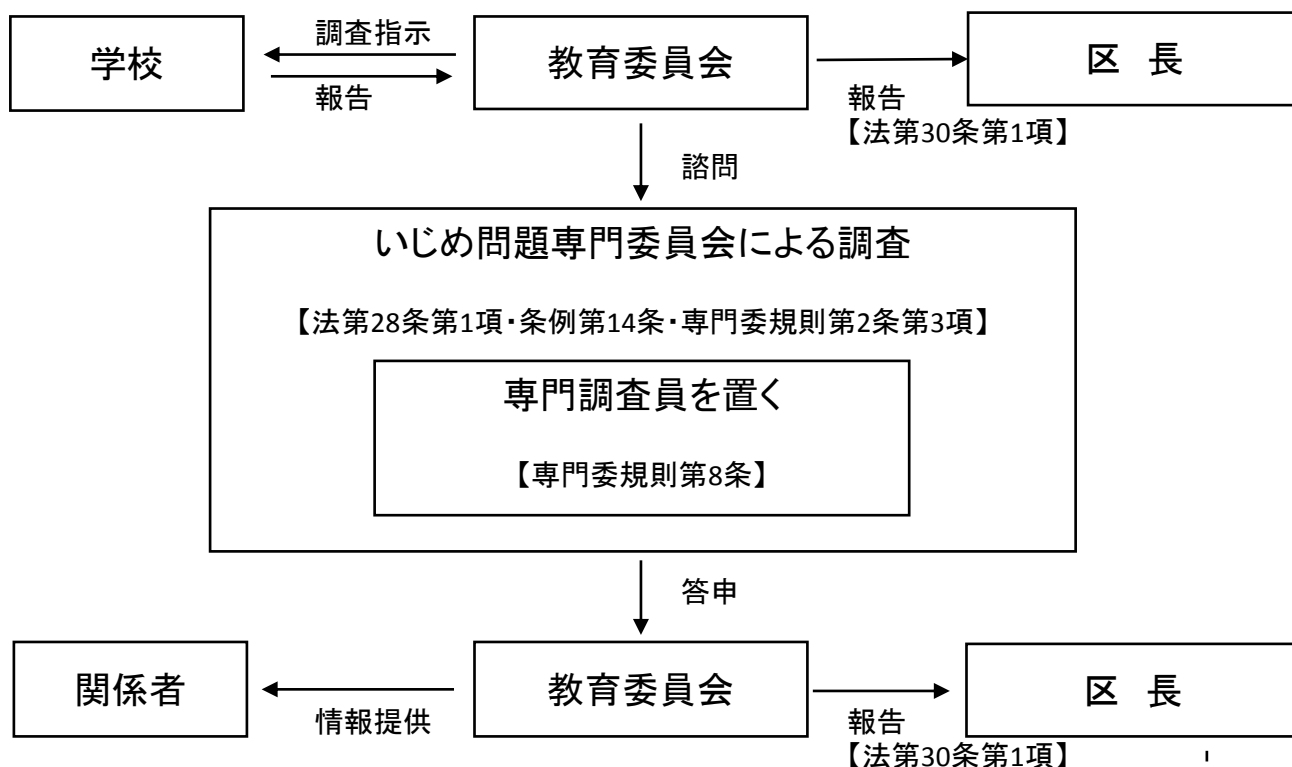
### 6 区長部局との調整

当該児童・保護者への意向確認及び対応方針検討の進捗状況に合わせて、区長部局との調整を行っており、区長部局では、教育委員会からの報告内容に応じて、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」に基づき、再調査の実施等について検討を開始したところである。

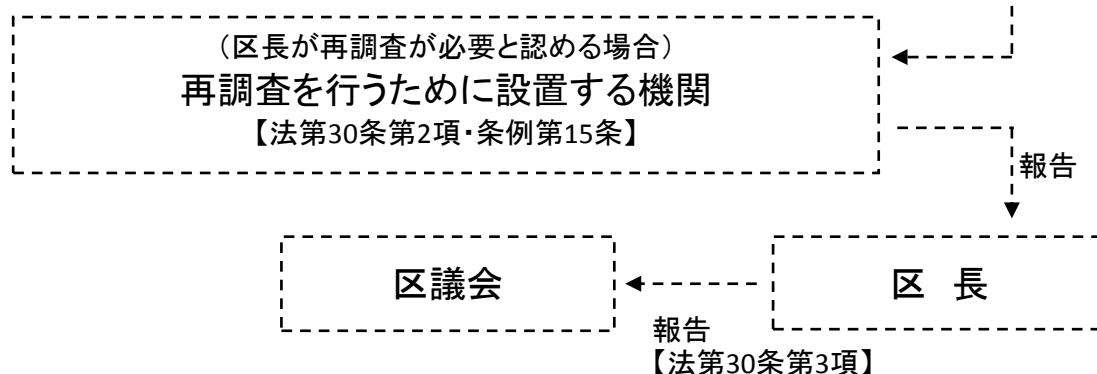
## いじめの重大事態 発生時の対応

**いじめの重大事態発生**

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。  
 ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。 【法第28条第1項】



(以下、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」による)



法＝いじめ防止対策推進法  
 条例＝東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例  
 協議会規則＝板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則  
 専門委規則＝板橋区いじめ問題専門委員会規則